

## (別紙3) 各プログラムの推進方針

## 1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

## 1-1 地震による建物倒壊や火災発生による多数の死者の発生

- ・住宅の耐震化を進める補助金の交付を行っているが、住宅所有者の耐震化への認識不足や経済的な負担から耐震化が進んでいない。住宅の倒壊による死傷者を出さないため、国庫補助などをより一層活用し、更なる住宅の耐震化率向上を図る。
- ・学校施設の耐震化については、つり天井など非構造部材の耐震対策を計画的に実施する。
- ・不特定多数が集まる公共施設について、耐震化の一層の促進を図る。
- ・公共施設等総合管理計画を平成28年度までに策定し、全ての公共施設を総合的かつ計画的に管理する。また、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減・平準化して公共施設の最適な配置に向けて取り組む。
- ・公営住宅について、居住者の生命の安全を確保するため定期的な点検を行うとともに、長期的な視点に立った適正な管理や更新を進める。
- ・大規模地震災害や火災から人命の保護を図るため常備消防の機能強化を図るとともに、平時から火災予防、被害軽減のための取り組み推進及び広域的な連携体制を構築する。
- ・地震発生に伴い、避難場所として指定緊急避難場所、指定避難所を確保し普段から住民に周知するとともに、高齢者、子ども及び障害者等の災害時要援護者への配慮を行った避難所のあり方や対応について検討する。

## 1-2 広域にわたる大規模津波の発生及び河川等開口部からの津波流入による多数の死者の発生

- ・平成24年1月に策定した旭市復興計画等に基づき、平成27年度までを集中復興期間とし震災対策と災害に強いまちづくりを推進する。また、ハードとソフトを組み合わせた効果的な対策を講じる。
- ・東日本大震災における津波で特に被害が甚大であった河川開口部については、海岸堤防施設と切れ目の無い連続した防護対策を各施設管理者が連携して進める。
- ・津波ハザードマップ及び避難計画を活用した避難体制の確立と住民への周知徹底を図る。
- ・被災の経験を風化させないため定期的な津波避難訓練や防災教育による防災意識の醸成を図る。また、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図るため、自主防災組織の育成を推進する。
- ・津波の発生時においては、市民の安全を確保するとともに、被災者を一時収容するため、予め安全な場所や避難のための道路を確保しておく。
- ・避難場所として、津波避難場所及び津波避難ビル等を確保し平時から住民に周知するとともに、高齢者、子ども及び障害者等の災害時要援護者への配慮を行う。また、避難誘導に役立つ各種標識、表示板等を計画的に設置する。
- ・海岸減災林の整備については、環境や景観への配慮を行うとともに、専門家や地域住民の意見を取り入れながら、地域の実情に応じた整備、維持管理を行う。

## 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

- ・排水施設整備については、コストの縮減を図りながら、投資効果の高い箇所を重点的・集中的に整備する。ま

た、排水系統を調査し道路計画や下水道計画などとの整合性を図りながら、市全域を対象とした総合的な排水施設整備計画を策定する。

- ・大雨による道路冠水の被害の多い、蛇園南地区の排水対策のため排水路を計画的に整備する。
- ・河川管理施設については、長寿命化計画等に基づき老朽化対策や適正な維持管理を行う。
- ・高潮等の異常水位による安全対策及び農地の浸水対策を講じる。
- ・土地利用と一体となった減災対策や、洪水時等の避難を円滑にする為の洪水・内水ハザードマップの作成などソフト対策を推進する。
- ・多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を推進する。

#### 1-4 大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生

- ・土砂災害警戒区域の指定は、91箇所の危険箇所に対して指定が49箇所となっており、未指定の区域について必要な調査を行うとともに、区域指定を推進する。
- ・土砂災害ハザードマップの作成や住民への周知徹底を図る。
- ・土砂災害に対する定期的な避難訓練や防災教育による防災意識の醸成を図る。また、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図るため、自主防災組織の育成を推進する。
- ・危険箇所の日常点検を実施するとともに、国県の施策等の効果的な活用を図りながら、緊急性の高いものから急傾斜地崩壊防止施設等の整備を進める。
- ・危険区域にある公共施設については、施設を利用する市民や児童生徒の生命の保護のため、施設の移転や急傾斜地崩壊防止施設等の整備などを検討する。
- ・様々な関係機関が連携してハード対策の着実な推進とともに、ソフト対策として警戒避難体制の確立を図る。
- ・土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達等土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制を定める。また、土砂災害警戒区域等の指定がされていない危険箇所についても、指定区域に準じた警戒避難体制を整備する。
- ・土砂災害の発生に伴い、市民の安全を確保するとともに、被災者を一時収容するため、予め安全な場所や避難のための道路を確保する。
- ・避難場所として、土砂災害指定緊急避難場所を確保し普段から住民に周知するとともに、高齢者、子ども及び障害者等の災害時要援護者への配慮を行う。
- ・避難誘導に役立つ各種標識、表示板等の設置を計画的に行う。

#### 1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

- ・各情報伝達体制を検証しより効果的に見直すとともに、更なる着実な運用を推進する。
- ・伝達する情報をより効果的に運用するため、市内自主防災組織の育成、防災訓練及び防災教育を更に充実し、市民一人ひとりが正しい知識と行動力を身に付けることにより、地域全体の防災力向上を図る。
- ・外国人への災害情報の伝達手段が十分に整備されていない状況であり、本市に住む多数の外国人や観光客の安全・安心を確保するため、外国人向け災害情報の伝達体制を整備・強化する。
- ・災害時の避難勧告・指示など地域の安全・安心に関するきめ細かな情報の配信を簡素化・一括化し、地域住民に迅速かつ効率的に提供するなどの検討をする。

## 1-6 避難路における通行不能

- ・沿道・沿線の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、関係機関等が連携した取り組みを強化する。また、災害時における救助、救急活動等が十分になされるよう、被害による人材、資機材、通信基盤を含む行政機能の低下を回避する取り組みを進める。
- ・避難路周辺における住宅の耐震化については、住宅所有者の耐震化への認識不足や経済的な負担から耐震化が進んでいない。住宅の倒壊による死傷者を出さないためには、国庫補助などをより一層活用し、更なる住宅の耐震化率を上げる対策を推進する。
- ・津波被害の危険性が高い地域から、安全な高台や避難施設への避難を円滑に行うため、避難困難地域における避難道路の整備を早急に行う。
- ・土砂災害時の通行を確保するため、防災上重要な路線を重点的に拡幅整備するほか、定期的な点検を実施し、必要な補修を計画的に実施する。
- ・避難路における地震、津波、洪水、高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する減災対策を推進する。
- ・建設業災害対策協会との災害時応援協定など、平時から関係機関等との連携強化を進めることにより、被災時における迅速な道路復旧体制を確立する。

## 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動が迅速に行われる (それがなされない場合の必要な対応を含む)

### 2-1 被災地域での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

- ・避難の長期化に備え、適切な備蓄管理体制を維持する。
- ・地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救急、救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、近隣市町村等や民間事業者等と災害時応援協定を結び、平時からの連携を強化する。また、被災者や避難者の食料確保のため、長期間における食料供給体制を確立する。
- ・燃料等の備蓄を行うとともに、ガソリン販売事業者等と連携を図る。
- ・市と首都圏を結ぶ交通インフラを強化し、複数の輸送ルートを確認することにより物流の停止を防ぎ、代替性を確保する。
- ・旭文化の杜公園は、近隣市町村の大規模災害時における救援物資輸送の中継地など広域防災拠点として、平時からの管理・活用を推進する。
- ・大規模自然災害時の水道断水に対応するため、広域的な応援体制を整備する。
- ・雨水の利用、防災井戸の設置、飲料水の備蓄など代替性の確保について検討する。

### 2-2 想定を超える大量かつ長期の避難者への水・食料等の供給不足

- ・避難の長期化に備え、適切な備蓄管理体制を維持する。
- ・避難所における大量かつ長期の避難者に対する食料確保に対応するため、市内の農業生産者組織や食料品スーパー等との協定の締結を推進する。
- ・大規模集客施設や駅等に帰宅困難者が発生した場合は、適切な避難及び誘導が出来るように、商工会等と連携して一時滞在施設の確保について協定の締結などを推進する。
- ・商工会等と連携して、企業、大規模商業施設に対し、来場者や従業員等を一定期間収容するための食料・飲料

水及び生活必需品の備蓄や家族等を含めた安否確認の体制整備を要請する。

### 2-3 旭中央病院の医療機能の麻痺

- ・診療圏人口 100 万人を擁する旭中央病院は、災害時における旭市の拠点病院であることはもちろん、広域災害時における千葉県基幹災害拠点病院として千葉県北東部及び茨城県南東部の重症患者に対し高度医療を提供していく。また、平時においてもこの地域の医療の中心として広域的な医療圏を担い続けることが出来る体制作りを推進する。
- ・広域的かつ大規模な災害により、医療需要が医療供給を大きく上回る事態に対応するため、トリアージ→治療→SCU（域内搬送及び広域搬送）へと繋がる体制作りについて、関係機関との連携強化を図る。
- ・耐震化が未了の医療施設について、耐震化を着実に推進する。
- ・災害時の医療確保のため、関係機関間の情報共有化を図るとともに、平時から実災害を想定した災害対応訓練を近隣自治体や周辺医療機関との連携により実施する。
- ・大規模自然災害発生時において消防による現地活動と病院との連絡調整体制を確立することにより、被災地の現況把握やニーズを即時に集約し、適切な医療支援活動に結びつける調整機能の確立を図る。
- ・大規模自然災害に備え、旭中央病院来院者や入院患者及び医療提供を継続するための職員に対する緊急時の飲食料、非常電源用の燃料等の確保及び調達手段の確立を図る。
- ・大規模災害や多傷病者が発生した事故などに備え、災害急性期に活動できる機動性を持った医療支援を行うため、DMAT の充実・強化を図る。
- ・当地域における大規模災害時において、手術・入院・搬送待ちの患者待機場所への医療ガス設備設置を進める。
- ・情報システム機能維持及び医療情報データの消失を防ぐため、ネットワーク基幹幹線の二重化及びデータセンターへのバックアップ機能等の充実を図る。

### 2-4 被災地域における疫病・感染症等の大規模発生

- ・感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する。
- ・消毒、害虫駆除や、被災者の生活空間の衛生管理など、平時から感染防止処理体制の構築を図る。
- ・避難所でのノロウイルスやインフルエンザの流行に備え、避難者の健康状態のチェック、施設の消毒、マスクの配布、手洗いの推奨など、対応体制を確立するとともに、平時から啓発や関係用品等の備蓄を進める。
- ・千葉県からの感染情報を基に必要に応じて市内関係機関へ情報提供を行うなど、関係行政機関や民間事業者等との協力体制を推進する。

## 3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

### 3-1 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

- ・停電による信号機の機能停止を要因とする交通事故を防止するため、停電時においても信号機の機能復旧を可能とする可搬型発電機の整備を促進する。

### 3-2 市役所本庁舎の倒壊等による災害対策機能の停止、行政機能の大幅な低下

- ・行政機関の機能不全は、事後すべての局面に対する回復速度に直接的に影響することから、いかなる大規模災害時においても必要な機能を維持する体制を強化する。
- ・市本庁舎については、老朽化と耐震不足が問題となっており、利用者の安全性確保と災害対策機能保全のため、早期の建て替えを行う。また、建て替えまでの期間の対応として、庁舎が機能不全に陥った場合の行政機能を維持するため、代替機能を構築する。
- ・災害時に庁舎が被災したときにおいても、市の業務を遂行する上で重要な役割を担う情報システムの機能を維持するため、データセンターへのサーバーの移設などバックアップ機能の充実を図る。また、「IT部門の事業継続計画（BCP）」の策定など計画的に進める体制作りを推進する。
- ・地域防災計画の見直しや事業継続計画（BCP）の策定を行うことにより、災害対策体制の機能強化を図る。

## 4. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

### 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

- ・公共施設における電力の供給停止は、災害対策に対する直接的な影響や避難所運営に支障を来すなど様々な影響が考えられることから、太陽光発電など代替電力の普及促進を図る。
- ・電力供給停止に備え、自家発電装置など非常時バックアップ体制の整備を促進する。
- ・企業や一般住宅においても、太陽光発電、住宅用燃料電池・蓄電池等の代替電力を普及促進する。

### 4-2 防災無線等情報伝達の中断等により災害情報が伝達できない事態

- ・災害時は迅速な対応が求められるため、東日本大震災後は情報伝達の重要性を再認識し、多様な情報伝達手段の構築を行った。今後も各情報伝達体制を検証しより効果的に見直すとともに、多様な情報通信機器を利用し、情報伝達体制の確立を図る。

## 5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーン\*3を含む）を機能不全に陥らせない

### 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業等の生産力低下による地域間競争力の低下

- ・農業産出額が千葉県内第1位で全国でも有数の農産物の産地である旭市は、平時はもちろん、有事でも首都圏に向けた食料供給機能を維持するため、強靱な生産体制の確立はもとより、いかなる災害においても途切れることのない食料供給体制の強靱化に努める。
- ・大規模自然災害による全国的な食料不足に備え、強靱な農業生産基盤の整備を促進する。
- ・大規模自然災害発生時にサプライチェーンを確保するため、民間企業における事業継続計画（BCP）策定・活用を促進する。
- ・大規模自然災害後であっても経済活動に多大な影響を与えないため、市と首都圏を結ぶ交通インフラを強化し、複数ルートの確保を推進する。

- ・製品の供給体制の維持や、燃料・材料供給ルートの確保のため、道路の震災対策や緊急輸送道路の耐震化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策を着実に推進する。
- ・太陽光発電、燃料電池・蓄電池など代替電力の普及促進や、災害に強いインフラ整備として既存ガスパイプラインの利用検討など、生産停止に陥らない多様なエネルギー調達手段の確保を図る。

## 5-2 主要幹線道路や鉄道が分断する等、基幹的交通ネットワークの機能停止

- ・大規模自然災害後であっても経済活動に多大な影響を与えないためには、市と首都圏を結ぶ交通インフラを強化し、複数ルートの確保を推進する。
- ・鉄道の分断についても、代替機能の確保について検討するとともに鉄道事業者やバス事業者など関係機関との連携強化を図る。
- ・基幹災害拠点病院である旭中央病院への緊急車両の通行及び物資搬入路の確保については、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するため、警察など関係機関と連携を密にする。また、医療圏全体を考慮した緊急輸送ネットワークの整備に努める。
- ・幹線道路等の分断による影響は多岐に渡ることから、国・県市の関係部署が連携し検討を進める。
- ・道路の震災対策や緊急輸送道路の耐震化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策を着実に推進する。

## 5-3 食料等の安定供給の停滞

- ・農業産出額が千葉県内第1位で全国でも有数の農産物の産地である旭市は、平時はもちろん、有事でも首都圏に向けた食料供給機能を維持するため、強靱な生産体制の確立はもとより、いかなる災害においても途切れることのない食料供給体制の強靱化に努める。
- ・大規模自然災害後であっても食料の安定供給を維持するためには、市と首都圏を結ぶ交通インフラを強化し、複数ルートの確保を推進する。
- ・首都直下地震等、首都圏への食料・飲料水などの供給を想定し、災害協定の締結など、緊急時の食料供給体制の整備を促進する。
- ・大規模自然災害による全国的な食料不足に備え、首都圏の食料供給基地として良好な農地環境の保全、低コスト化に向けた整備、担い手の育成対策など、強靱な農業生産基盤の整備を促進する。
- ・平時の取り組みから産地における国際競争力の強化、物流インフラの整備、物流コストの削減、遊休農地対策などを実施することで、産業全体の体質強化を図る。

## 6. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

### 6-1 上水道等の長期間にわたる供給停止

- ・上水道の耐震化率は9.4%（H25）であり、引き続き耐震化を進めるとともに、旭市地域水道ビジョン（改定後）に基づき、適切な維持管理体制の確立を図る。
- ・大規模自然災害に対応するため、広域的な応援体制を整備するとともに、雨水の利用、防災井戸の設置、飲料水の備蓄など代替性の確保について検討する。

## 6-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

- ・下水道施設の耐震対策として、定期的な点検や緊急時の点検を充実するとともに、下水道事業継続計画（BCP）策定により着実な管理体制の強化を図る。
- ・農業集落排水については、機能診断を速やかに実施するとともに、これに基づく老朽化対策、耐震化を着実に実施する。
- ・浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する。
- ・汚水処理施設の耐震化と併せ、代替性の確保、管理体制の強化、停電時など緊急時の運転体制の強化等を図る。

## 6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

- ・大規模自然災害後であっても必要最低限の生活・経済活動を維持するためには、市と首都圏を結ぶ交通インフラを強化し、複数ルートの確保を図る。
- ・鉄道の分断についても、代替機能の確保について検討するとともに鉄道事業者やバス事業者など関係機関との連携強化を図る。
- ・基幹災害拠点病院である旭中央病院への緊急車両の通行及び物資搬入路の確保については、災害時に予想される渋滞等を考慮して、被害者の救援・救護活動や緊急物資の輸送に対応するため、警察など関係機関と連携を密にするとともに、医療圏全体を考慮した緊急輸送ネットワークの整備に努める。
- ・幹線道路等の分断による影響は多岐に渡ることから、国県市の関係部署が連携し検討を進める体制づくりを推進する。
- ・道路ストック総点検（幹線市道に設置されている大型標識・道路照明灯及び路面の性状調査を実施する）を実施するとともに、長寿命化計画を策定し適切な管理体制を強化する。
- ・道路の震災対策や緊急輸送道路の耐震化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策を着実に推進する。

## 7. 制御不能な二次災害を発生させない

### 7-1 市街地での大規模火災の発生

- ・常備消防の体制・装備資機材や訓練環境の更なる充実強化、整備を図るとともに、通信基盤及び施設の堅牢化、高度化を図る。
- ・消防団や自主防災組織の充実強化や研修・訓練等の充実を図るなど、ソフト対策を組み合わせ横断的な対応を推進する。
- ・地域の安全を確保する消防団が活動を継続していくため、消防団活動安全マニュアルを見直し・修正するなど消防団員に対する安全対策の徹底を図る。
- ・災害時の医療確保のため、平時から実災害を想定したDMA Tの養成や訓練を近隣自治体や周辺医療機関との連携により実施する。

### 7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

- ・避難路周辺における住宅について、国庫補助などをより一層活用し更なる住宅の耐震化率向上を図る。

- ・住宅が密集し、海水浴場などの集客施設に近い箇所については、津波浸水区域外の安全な地域まで確実に通行できる避難道路を早急に整備する。
- ・建設業災害対策協会との災害時応援協定など、平時から関係機関等との連携強化を進めることにより、被災時における迅速な道路復旧体制の確立を図る。
- ・避難計画を活用した避難体制の確立と住民への周知徹底を図る。

### 7-3 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

- ・人命に直接的な影響のある防災施設等については、定期的な点検を行うとともに、迅速に応急復旧ができる要員及び資機材の確保、防災施設管理計画に基づいた適切な維持管理を推進する。
- ・国、県、市、地域住民、企業、施設管理者等が連携し、ハードとソフトを組み合わせた適正な対策を推進する。

### 7-4 風評被害等による市内経済等への甚大な影響

- ・風評被害対策として、正確なデータ収集と的確な情報管理を行い、農水産物等の検査体制を国県等と連携のもと更に推進する。また、消費者への効率的な情報発信のシミュレーションを実施する。
- ・平時の取り組みとして、食の安全や食料自給率の問題など、消費者への情報提供や積極的な対話（リスクコミュニケーション）を行うことで、食に関する消費者と生産者の信頼関係の構築を図る。
- ・食の安全・安心を追及した農水産物生産体制の充実を図ることにより、産地ブランド力の向上を図る。

## 8. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・災害廃棄物のストックヤードについては公共施設や市有地などを中心に、平時活用と災害時対応の両面を考慮し、予め選定・確保を進めていく。
- ・災害廃棄物の広域的な処理応援協定等を結ぶことにより、処理能力の確保を図る。
- ・災害廃棄物処理計画の策定、廃棄物輸送についての検討、実効性の向上に向けた教育訓練による人材の育成など、予め幅広に対応を検討する。

### 8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・行政と建設業災害対策協会において災害時応援協定を締結しているが、さらに建設業災害対策協会内部の事業継続計画（BCP）の策定、道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成を行う横断的な取り組みを推進する。
- ・災害対応にあたる職員・施設の被災による行政機能の大幅な低下を回避するため、他の行政機関から応援職員の受け入れ態勢について、協定の締結などを推進する。
- ・減少する建設業界の担い手確保対策や技能労働者の確保対策を推進する。

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・被災経験を風化させないため定期的な防災訓練の実施や防災教育の充実など、災害が起きたときの対応力向上のために必要なコミュニティ力強化を推進する。
- ・自主防災組織の育成や消防団員の確保など、地域の連帯感やコミュニティの醸成を図り災害に強い地域づくりを推進する。
- ・地域単位で子どもから高齢者までが参加できる取り組みを推進する。

8-4 広域地盤沈下、液状化等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- ・平時から基本的な地理空間情報システムを構築するとともに、千葉県が策定した液状化しやすさマップ等を活用した周知を図る。
- ・地震、津波、洪水、高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する減災対策を推進する。